参考資料

- ○農用地等の確保等に関する基本指針
- ○大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(概要)
- ○農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農用地の確保等に関する基本指針

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条の3第1項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第3条の2第5項の規定に基づき、公表する。

平成27年12月24日

農林水産大臣 森山 裕

農用地等の確保等に関する基本指針

農地については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第4条及び第23 条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画では、主要品目ごとの生産努力目標とともに、 農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積 及び耕地利用率が示されたところである。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や 農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関す る法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき、農用地区域として設定 するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ること が重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この基本指針は、法第3条の2に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針に、更には、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

第1 農用地等の確保に関する基本的な方向

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成37年の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積については、現状(平成26年405万ヘクタール)よりも2万ヘクタール減の403万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

① 農地の保全・有効利用

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進するものとする。

② 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、農業用用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

第2 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項 農業振興地域整備基本方針において定める確保すべき農用地等(農用地区域内農

- 地)の面積の目標の設定に当たっては、次によるものとする。
- ① 目標年及び基準年 確保すべき農用地等の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成 26年とする。
- ② 目標値の算定基準

最近年のすう勢が今後(平成27年から37年まで)も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地面積が減少した場合の平成37年時点の農地面積に、第1の(2)及び(3)の施策効果を加味して設定する。

なお、具体的な設定基準については、別添のとおりとする。

第3 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期(おおむね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。

なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について 行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわ たるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。

- ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予 定されている場合
- イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に 行われている場合又は行われることが適当である場合
- (1) 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること(法第6条第2項第1号関係)。

農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200~クタール以上あること。

ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからケまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50~クタール以上あること。

- ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)の離島振興対策実施地域
- イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)の対象地域
- ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)の振興山村
- エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化調整区域
- オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の対象地域
- カ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の対象地域
- キ 半島振興法(昭和60年法律第63号)の半島振興対策実施地域
- ク 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の過疎地域
- ケ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法 律(平成5年法律第72号)の特定農山村地域

(2)農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること(法第6条第2項第2号関係)。

農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること(法第6条第2 項第3号関係)。

法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、このほか当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

- ア 港湾法 (昭和25年法律第218号) の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域
- イ 自然公園法 (昭和32年法律第161号) の国立公園又は国定公園の特別保護地区
- ウ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の流通業務地区
- エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区
- オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの(法第 10条第 3 項第 5 号に規定する土地が介在しているものを除く。)

第4 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

(1)農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(3) 公用公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(5) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

1 算定式

「平成37年の農用地区域内の農地面積の目標値〕

- = [これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地 区域内の農地面積]
- +「平成37年までの農用地区域への編入促進]
- + [平成37年までの荒廃農地の発生抑制]
- +「平成37年までの荒廃農地の再生」
- +「平成37年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

(1) 平成37年の農用地区域内の農地面積のすう勢

 $\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc \bigcirc ha $(\bigcirc]$ $-\bigcirc$)

① 平成26年(基準年)の農用地区域内の農地面積

○○千ha

② これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積

○○**千**ha

- ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外(平成23年から26年までのすう勢)
- イ これまでのすう勢 (平成22年から26年までのすう勢) が今後も継続した場合 に発生が見込まれる荒廃農地

(2)農用地区域への編入促進

 $\bigcirc\bigcirc$ \frown ha

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域(農振白地地域)の農地のうち、 法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進 することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当 部分の面積を農用地区域に編入
- ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

(3) 荒廃農地の発生抑制

 $\bigcirc\bigcirc$ \frown ha

農用地区域内農地の荒廃農地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年までの荒廃農地の発生を抑制

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 多面的機能支払交付金による地域活動の推進

- ウ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- エ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の再生

○○千ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地について、以下の施策により再生

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 荒廃農地の再生利用のための対策の推進
- ウ その他の関連施策

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

○○千ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の抑制等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

農用地区域内農地面積の目標について

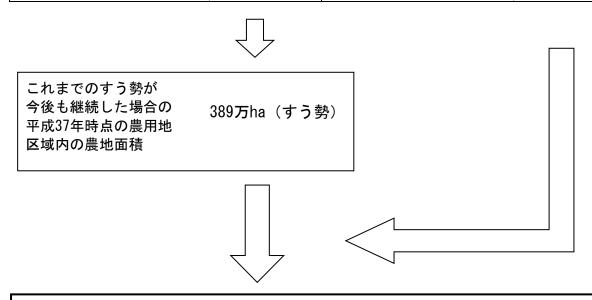
〇 これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び農地中間管理機構事業を 始めとする各種施策による荒廃農地の発生抑制・再生の効果を織り込んで、農用地区域内の 農地面積の目標を設定

平成26年現在の農用地区域内の農地面積

405万ha



すう勢	平成 37 年まで の農地の増減	施策効果	平成 37 年まで の農地の増減
農用地区域からの除外	△7.6万 ha	農用地区域への編入促進	+6.9万 ha
荒廃農地の発生	△8.6万 ha	荒廃農地の発生抑制	+2.8万 ha
		荒廃農地の再生	+4.5万 ha



平成37年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標

403万ha

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用 に関する条例(概要)

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

この条例は、目的や基本理念などを定めた基本条例と、大阪版認定農業者制度などの3つの制度を定めた制度条例からなる総合的な条例です。

基本条例

基本条例部分では、総則として、目的や基本理念などを定めています。

◆目的

基本理念を定め、府の責務及び農業者、農業団体、食品産業事業者、府民の役割を明らかにするとともに、農業者をはじめとする都市農業の担い手を育成・確保し、農空間を保全・活用し、農産物の安全性を確保し、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的としています。



◆基本理念

- 「都市農業及び農空間の有する公益的機能が十分発揮されるよう図られなければならない」
- ・「府、農業者、農業団体、食品産業事業者、府民が相互に連携を図りながら取り組まなければならない」
- ・「都市農業及び農空間が府民に身近なものとして感じられ、まちづくりに活かされなければならない」
- の3つの理念を定めています。





◆府の責務、農業者、農業団体、府民等の役割 都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関し、府の責務と農業者、農業団 体、食品産業事業者、及び府民の役割を明確にしています。

制度条例

制度条例部分では、

- ・都市農業の担い手の育成確保に関する「大阪版認定農業者制度」
- ・農空間の保全と活用に関する「農空間保全地域制度」
- ・安全安心な農産物の生産及び供給に関する「農産物の安全安心確保制度」 の3つの具体的な制度を定めています。

大阪版認定農業者制度 -都市農業の担い手の育成及び確保-

農業生産の主力となる農業者に加え、小規模であっても地産地消に貢献する農業者等を認定し、育成、支援することにより、府民へ新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給します。

■認定の要件

<5年後の目標>

①大阪府認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、及びこれと同程度の農業経営を目指す農業者

主たる従事者一人あたり

- ●年間農業所得 600万円以上
- ●年間総労働時間 2,000時間程度

②大阪府認定地産地消農業者

自ら生産した農畜産物、またはそれを主たる原材料として自ら製造した加工品等を府内へ出荷・販売(直売所、学校給食、市場など)し、年間販売金額50万円以上を目指す農業者

③大阪府認定工口農業者

化学肥料の使用量及び化学農薬の使用回数を慣行の半分以下で生産した農産物を 府内へ出荷・販売することを目指す農業者



エコ農産物の栽培状況



援農ボランティアの活動状況

④大阪府認定地域営農組織

構成員が生産した農畜産物、またはそれを主たる原材料として自ら製造した加工品等を府内へ出荷・販売し、その年間販売金額〔農業者数×50万円〕以上を目指す組織

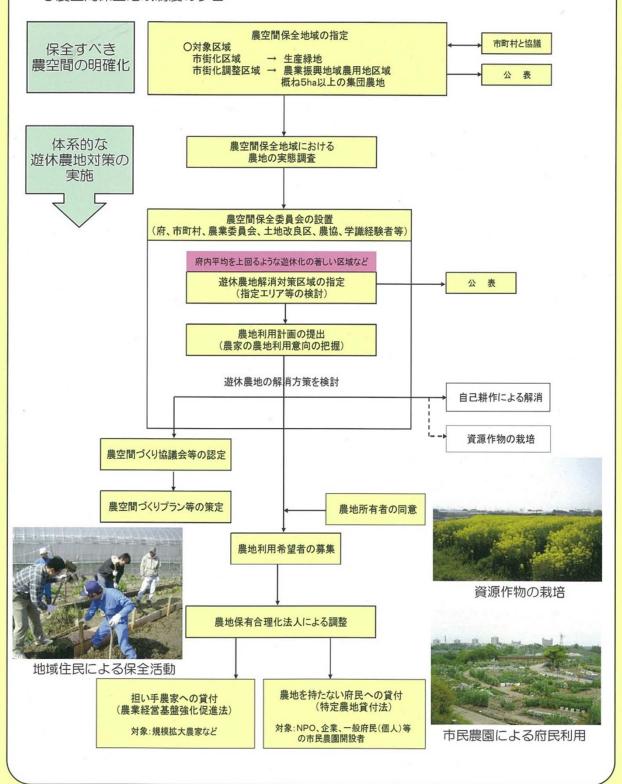
⑤大阪府認定農業支援組織

生産過程における基幹的な農作業(耕耘・畝立て、は種・定植、収穫など)について、年間30a以上(延べ面積)の受託を目指す組織

農空間保全地域制度-農空間の保全と活用-

農空間の公益性を確保するため、保全すべき農地を明確化し、 府民の幅広い参加による遊休農地の利用促進を図ります。

○農空間保全地域制度のフロー



農産物の安全安心確保制度 -安全安心な農産物の生産及び供給-

農薬の適正使用について規定し、農産物の安全安心の確保に向けた取組を一層推進することで、大阪産農産物は安心との消費者の信頼を得て大阪農業の発展を図ります。

○生産履歴記帳の努力義務

生産者は関係法令を守って適正な農薬使用に努めることとします。 また、どの農産物にどんな農薬をいつ使用したかなど、生産履歴を記帳し、保存に 努めることとします。



生産履歴



生産履歴記帳システム

○農薬管理指導士の配置

出荷団体や直売所には農薬の専門的知識を持った指導者(農薬管理指導士)を設置し、生産者を指導するとともに、生産者が記録した生産履歴をもとに、農薬が適正に使用されているかどうか確認に努めることとします。

※農薬管理指導士

府の講習を受講し、農薬の適正使用 を指導できると認定された者



農薬管理指導士講習会の開催

○出荷等の禁止

万一、農薬の使用方法を間違ったことにより、食品衛生法に違反する疑いがある場合は、農薬の残留検査を行うなど、安全性が確認されない限りは、出荷及び販売は禁止します。

○農産物の出荷停止の勧告等

生産者が間違って農薬を使用したなどの情報があれば、府の職員が立ち入り検査を行います。

また、農産物の安全確認や、出荷・販売の停止など必要な措置を生産者に対し勧告を行います。

〇農薬取締法

無登録農薬を使用しないこと、農薬使用基準を守ることが義務づけられています。農薬取締法を守れば、基本的に食品衛生法に違反することはありません。

〇食品衛生法

農産物などの食品に農薬が残留しても許される量、いわゆる「残留基準」が決められており、この基準に合わない食品の流通は禁止されています。

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農地中間管理事業の推進に関する 基本方針

平成 26 年 4 月 大阪府

はじめに

大阪の都市農業と農空間は、府民の身近にあって、府民に新鮮で安全安心な農産物 (大阪産(もん))を提供するだけでなく、環境保全、防災、教育などの多面的な公益 的機能を有している。

しかし、大阪の都市農業と農空間は、担い手の減少や高齢化が深刻であり、まとまった農地が少なく農家の大半が小規模経営であるなど、都市特有の課題も要因となり、農地の減少や遊休地化により、大阪産農産物の供給と農空間の公益的機能をいかにして確保していくかが課題となっている。そのような状況の中、大阪の農業生産を支える農業者の育成とともに、多くの府民が居住し、多様な産業が集積する大都市の特性を生かし、新たな担い手の育成と確保により、都市農業と農空間を積極的に守り育てる必要がある。

このため、本府では、平成20年4月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を施行し、多様な担い手の育成・確保、遊休農地等の利用促進、農産物の安全性の確保により、魅力ある都市農業の推進と農空間の保全と活用に取り組んでいる。

この基本方針は、意欲的な農業者への農地利用の集積・集約化を加速し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、概ね 10 年後を見据え、関係団体等が連携・協力しながら農地中間管理事業に取り組んでいく際の基本的な考え方等を示すとともに、府条例の推進と相まって、多様な担い手が継続して農業を営み、農空間を保全することを目指す。

なお、この基本方針は、平成 26 年度を初年度とし、概ね 5 年ごとに、その後の 10 年間につき定めるものとする。

大阪府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号) 第3条に基づくほか、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平 成 19 年大阪府条例第 72 号)と整合を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利 用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本目標は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第56号)第5条第1項に基づき 定める大阪府農業経営基盤強化促進基本方針と整合させることとし、農業経営基盤強化 促進法に基づく認定農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等(認定就農者)、新 規就農者、法人や大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に規定し ている大阪版認定農業者等が利用する農用地について、新たに利用集積することなどに より、府内農用地に占める面積シェアを、概ね10年後に約25%とする。

3 2以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及 び高度化の促進に関する目標

企業等、地域の実態に応じた多様な担い手を育成するとしている大阪府農業経営基盤 強化促進基本方針と整合させ、農地中間管理事業の推進により、多様な担い手へ集積し、 その生産の効率化・高度化を進めるとともに、遊休農地の未然防止・解消対策について は、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に規定する農空間保全 地域制度と一体的に推進し、積極的に取り組むこととする。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の未然防止・解消対策 を推進する中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に 活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと連動させることを基本とし、その他農空間保全地域制度と一体的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に推進する。

5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構から関係市町村に、農用地利用配分計画の案の作成を必要に応じて求めることとする。
- (2) 農用地利用配分計画案作成以外の業務については、関係市町村(農業委員会を含む)、農業協同組合、土地改良区、民間企業等の能力・実績等から判断して、委託された業務を適切に行えると認められる場合に、その同意を得て業務委託することを認めることとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

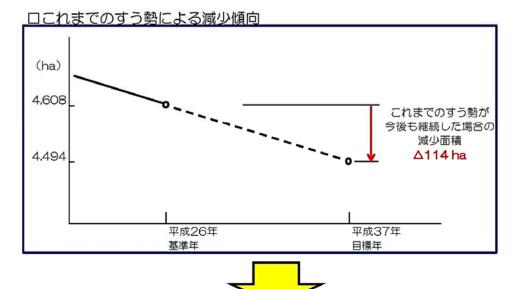
人・農地プランの作成・見直しのプロセスや大阪府都市農業の推進及び農空間の保全 と活用に関する条例及び同施行規則(平成20年大阪府規則第22号)に基づき運用して いる「農空間保全委員会」等を活用し、地域の関係者等に農地中間管理機構の活用方法 等について、周知徹底を図る。

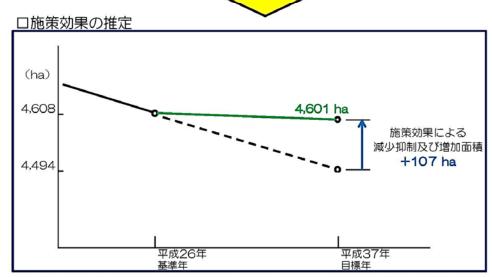
また、就農を希望する都市住民や企業等にも、農地中間管理事業に関し周知に努める。

7 府、市町村、農地中間管理機構及び関係団体等の連携及び協力

府、市町村(農業委員会を含む)、機構、土地改良区及び農業協同組合等で構成する「農空間保全委員会」等を活用し、また必要に応じその他関係団体等と密接な連携・協力の下に機構事業に関する情報の共有、事業の円滑な推進を図る。

■農用地区域内農地(耕地)面積の目標値の考え方

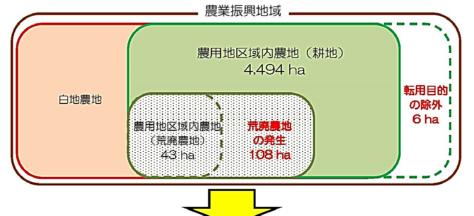




よって目標年(平成37年)の目標値を 4,601 ha とする。 【基準年(平成26年)から7 ha (0.2%)の減】 ○基準年(平成26年)現在の状況



○これまでのすう勢が今後も継続した場合の目標年(平成37年)の推定



○施策効果を踏まえた目標年(平成37年)の推定

